

# 差別者の言葉で反差別-反障害運動は進められない

最近、差別禁止法や「障害者の権利条約」なり法案つくりが進められてます。

そもそも障害規定さえ、運動サイドでもなしえていないのに、一体どういう法律が作られていくのか、疑問を抱き続けているのですが、そのことは最後に述べることにして、どうしても分からない言葉があります。

# 合理的配慮

「配慮」というのは、わたしには「非被障害者(「健常者」と言われてきた人たち)サイドが被障害者(「障害者」と規定されてきたひとたち)に配慮する」ととらえてしまうのですが、要するにこの法案や条約を作ろうとしているひとたちは、非被障害者サイドから被障害者をとらえているのではないでしょうか? 被障害者が法案つくりの中心にいるとしてなぜ、非被障害者サイドの言葉を使っていくのでしょうか? それは自分たちが政治から排除されてきた、その中でそのこと自体を問題にしないで、これまでの非被障害者サイドから使われている言葉で語っていっているのです。そもそも'配慮'と言う言葉自体が、きっと翻訳語がもってしまう限界などもあるのかもしれませんが、慈悲とか恩恵とかいうことに繋がるような言葉で、対等な関係を作っていく言葉とはわたしはとらえられないのです。

しかも、まだ古い「助けてもらう」と言うようなところから抜け出せていない被障害者が、そのような言葉を使っていくのなら、理解しえるのですが、「障害の社会モデルの立場に立っている」と自称するひとたちまでもが、何の疑問も持たないでこのような言葉を使っているのでしょうか? それとも現実に妥協して中身をとることとして(一体どういう中身がとれるのかわたしにはさっぱり分からないのですが)相手の言葉にのって作業を進めているのでしょうか?

この合理的配慮ということは、社会モデルからすると、反障害運動の立場からすると「障害の除去義務」と言う言葉におきかえられることです。

#### 特別のニーズをもったひとたち

そのことは、あの先進的といわれるサラマンカ宣言の「特別のニーズをもったこどもたち」ということばにも表れています。そもそも「国際障害者年」の行動計画の中で「障害者が生きやすい社会はみんなが生きやすい社会だ」という突き出し方をしました。そして、被障害者や被障害者に関わるひとたちからユニバーサル・デザインの思想ということも生み出されています。みんなが一緒に遊べる一生きえる社会をということです。その考え方を延長すれば、「「特別なニーズを持っている」というような考えが起きるのは、今の教育なり政策ということが一人ひとりのニーズを見ない教育や政策になっているからです。ひ

とりひとりのニーズということをとらえたユニバーサルな教育や政策を進めていく社会を 作っていこう」と言うような提起になるのではないでしょうか?

# 応能負担

さて、最近なんでこんな言葉がでてくるのだろうという思いを抱いた言葉に、昨年 10 月末に成立した「障害者自立支援法」の中で出てきた'応益負担'ということばがあります。一体「益」って何でしょうか? そもそも「福祉とは何か?」というとらえ方の問題がそこの底にあるようなのです。「福祉とは差別をなくすためのもの」という規定をした被障害者がいました。わたしは「福祉は差別の慰謝料」というようなとらえかたをしてきました。どちらにしても、福祉は差別を軽減するものであるのですが、どうも、'応益負担'と言う言葉を考えた人は、福祉をサービスとしてとらえているようです。だからこそ、その「障害者自立支援法」の審議の際に被障害者からの「私たちを殺す気か」という叫びに、議員席から「まだ殺していない」という応答が出てきたのです。そこには「障害者を生きさせてやっているのだ」 - 「障害者がいなくなればいいのだ」というこの法律が作られた根っこの本音のようなことが表れているのです。

# それらのことの底にあること- '障害' という言葉自体のおかしさ

さて、それらのことに通底していること。それはそもそも「障害とは何か」という問い返しが欠落していることなのです。差別禁止法の要綱案を作っている人たちの中で、「障害の社会モデルの立場にたつ」といいながら、'障害者'と言う言葉にかえて、より社会モデルから遠のく、'障害をもつ人'ということばを使い続けている悲喜劇がこのことを端的に表しています。

わたしは障害問題のパラダイム(基本的考えの枠組)転換を提起し、新しい言葉を使っていこうと提起しています。障害の社会モデルを展開していくと、「障害とは社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁と抑圧である」という規定に至りつくし、そもそも「障害者」と言われてきたひとたちは、'被障害者'という言葉で表され、「'障害者'とは被障害者に対して障壁を築き抑圧しているひとたちである」という転換が起きてくるのではないでしょうか? そのようなわたしたちの提起が未だに届いていきません。

# 差別者の言葉で反差別-反障害運動は進められない

奴隷が反乱を起こしたときに、「ご主人様、われわれを解放しろ!」というような叫びを上げるでしょうか? '合理的配慮' '特別のニーズをもった' '応益負担' そして'障害者'と言う言葉も、差別者側が使ってきた言葉です。そんな頚城から脱することなしに、わたしたちは反障害運動を進めえるのでしょうか? 確かに新しい造語をしても言葉は通じなければ意味がありません。ならば、きちんとした議論を進める中で、新しいことばを浸透させていくことではないかと思うのです。この場がその一端を担えればと思っています。 (み)

## HP 更新通知・掲載予定

- ◆「ろう者の問題=民族問題??」アップ(06.2.15)・・「対話を求めて」から入る
- ◆「反障害通信 5 号」アップ(06.4.5)

# 「反情報・コミュニケーション障害」コーナー②

新しい手話づくりについて

三村洋明

TBSの深夜テレビ番組で、アメリカのCBSの番組をとりあげているのがあるのですが、その中で、もうずっと前ですが、ニカラグアのろう学校の話が出ていました。ろう学校が作られたばかりで、各地からろう者が集まってきて、そこで新しい手話が作られていく、それをろう学校の先生が、その新しい手話が作られていくのをみる、その場に居合わせる楽しさを語っていました。

きっと、それは単にろう学校が作られたばかりの場所でなくても、ろう者が出会いの中で、新しい言葉を考え作っていったということはあるのだとも思います。そしてその作業の楽しさも想像できるのです。

今、全日本ろうあ連盟(全日ろう連)の傘下の手話研究所で新しい手話が作られていて、 それが全日ろう連の機関紙「日聴紙」に紹介され、本にもなっていっています。そして、 それが一定広まっていってもいるようです。

それに対して、違和を感じるろう者の話も出ています。それはろう者の生活の中から、その生活の広がりの中から自然に作られて広まっていくのではなく、手話研究所などという「機関」で考えられ、それを「降ろしていく」ということへの批判と、その新しい手話に飛びついて使っていく通訳者サイドからろう者に教えられるという、言語はネイティブに学べということからすると逆転の構造が生まれてくることに対する反発のようなことがあるようです。

わたしがここで、この問題を取り上げているのは、手話研究所で新しい手話づくりを始めるきっかけのようなことです。これはその新しい手話のづくりがされるきっかけとして複数のひとから、同じ内容で語られていることがあります。

それは選挙の際の政見放送や、立会演説会に手話通訳をつけろと要求していったときに、「手話は語彙が少ないから、正確な通訳ができない」と拒絶されてきた。だから、語彙を増やしていく必要があるということで、新しい手話づくりを始めたという話です。

わたしには、「手話は語彙が少ないから、正確な通訳ができない」といったその役人が一体どういう発想をしているのかどうしても分からないのです。言語が言語として成立したところにおいて、どちらの言語が優れているとか、どちらかの文化が優れているとかいう比較をすべきでいないということは、比較言語論、比較文化論をやっている人たちの間の常識です。それにそもそもそんな話をしていったらすべての通訳が成立しなくなります。

手話の語彙が少ないなどということは一般的には言えないと思います。たとえば、手話の語彙の中には、日本語、正確にいうと日本音声言語-書記言語に表しにくい言葉もありますし、日本語の「使う」という曖昧な言葉を、日本手話ではきっちりと意味に分けた語彙で表現分けもできます。確かに、ろう文化といわれることがあり、欧米の文化に似て、日本文化のあいまい性よりもストレートに自分の意思を表現するというようなこともあります。だから、「〇〇ではないことはない」という湾曲な表現はしないというようなこと、そこからくる「シンプル・イズ・ビューテイフル」的なことはあるのではとの思いもあり

ます。でも、それは優劣の問題でもないといいえます。もっと言えば、もし語彙が少ないという論理に百万歩譲って、その論理に乗ってしまっても、なぜ、語彙が少ないという情況が生まれたのかという問題があります。それこそが、社会から排除されてきた、情報・コミュニケーション障害がそこにある、ということなのではないでしょうか?

そこで、その情報・コミュニケーション障害を取り除くひとつとして、肝心な政治からの排除をなくすために選挙の際の情報・コミュニケーション保障の問題を論じているときに、当のその障害を作った・担ってきた当事者の役人から、語彙が少ないから通訳は無理などという発言がなぜ出てくるのか、それこそ、全面的に追及・批判され、それを契機に選挙法も改正され、テレビに字幕も手話もつき、障害が取り除かれる、そんなひどい発言をしているのですが、どういうわけか、逆に語彙を増やそうという新しい手話づくりの方向で進んでいったようです。

以前、まったくろう者世界にもつながりをもたず、手話でのコミュニケーションもむずかしい「聴障者」が刑事裁判にかけられていて、そもそも起訴自体が取り下げられるべきことだったのですが、兎も角裁判が停止されました。もし、語彙が少ないから通訳は無理という論理で行くと、ろう者も刑事訴追からはずされることになります。ですが、一般には手話通訳をつけて裁判は進められています。現実には本人に何も知らされないまま裁判にかられている場合もまだ多々ありますが。あるときは、通訳は可能だといい、あるときは無理だという、そんなむちゃくちゃなことがまかり通っています。

「障害者の住みやすい・生きやすい社会は、みんなが住みやすい・生きやすい社会」という言い方がされ、ユニバーサルデザインという考え方も広がってきています。そもそも選挙法に合わないから通訳はさせないという論理は、世界的に広がってきている、「ユニバーサリティ」とでも言える考えに反するものです。みんなが選挙に参加できる選挙に変えていく、そんな選挙法の改正のためにも、ろう者から提起されている通訳をつけろという要求を活かすべきなのに、逆にはねつける。一体どうしてそんな考えができるのか、わたしには理解しがたいのです。

そんな議論が実際にあったのかも知れません。そして、現実にどうしても通じない、現実は論理など通用しない、不条理なまま進んでいく、そういう中での現実的選択として新しい手話づくりに入ったのかも知れません。そして、「明治維新」の中で鎖国を解き新しい文化が入ってきたときに、学者たちが欧米語にあてる日本語を作りだしていった、そういう情況が今、ろう者の世界の中でも起きているのかも知れません。

でも、今「障害者自立支援法」などというわけの分からない法律が成立していく現実をみるとき、そしてその法律が被障害者の生活をどう変えていくのか、その法律の審議の中で、「わたしたちを殺す気か」という傍聴席の被障害者の発言に対して、自民党の議員から「まだ殺していない」という発言が出てくる情況、それこそが、今進んでいる情況ととらえているわたしとしては、きちんと分けの分からないことに対峙していくことが今こそ必要なのだと思っているのですが、いつものように現実を理解し得ないものの戯言として退けられるのでしょうか?

# 反障害原論-障害問題のパラダイム転換のために-(3)

三村洋明

#### 第1章 障害規定

第2節「それでも障害者が障害をもっているといえることがある」という論拠の批判

第1節で障害の社会モデルということをとりあげました。そこで、「イギリス障害学」を わたしなりに援用し、「障害とは社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁と抑圧で ある」という規定を持ち出しました。

ですが、そこで、それでもなお「「障害者」が障害をもっているといえることがある」という意見がでています。わたしは語学が苦手できちんと文献にあたれていないのですが、そもそも、「イギリス障害学」自体が impairment を括弧にくくって判断停止しているようにしか思えません。

WHOの障害規定の変遷にも同じ様なことが見て取れます。ICIDHに対して、医療モデルの枠内だという批判が出る中で改定を目指したのですが、そこで出てきたICFは、結局社会モデルをとりいれようとはしたものの、結局医療モデルと社会モデルの折衷、結局パラダイム転換に失敗し、医療モデルの枠内にとどまっているとしかとらえられません。そもそもパラダイム転換に折衷などありえないのです。

さて、そこでなぜ、このような引きずられが起きているのか、その「それでも障害者が 障害をもっているといえることがある」という論拠との対話を試みます。

# (イ) 「身体が意志を妨げるーそのことのつらさ」ということへの対話

まず、「身体が意志を妨げる」ということが、まさに障害物の障害の意味にフィットする、 だから、「障害者を妨げるのは社会が作った障壁だけでなく、自らの身体も意志を妨げるの だから、そういう意味では、医療モデルの「障害」は生きる一文字通り障害になる」とい うようなとらえ方だと思います。

ですが、そもそもその意志はどこからきているのでしょうか?

昔から、「聞こえない人にすばらしい音楽を聞かせてあげたい」とか「見えない人にすばらしい絵を見せてあげたい」とかとんでもない勘違いのことをいうひとがいました。生まれたときから、聞こえない人は音に感心をもちません。見えない人は視覚的なことに関心を持ちません。そのようなことで、楽しみたいなどということは、「外」から刷り込まれない限りもちません。それが不幸だとでもいうのでしょうか? その世界にはその世界のたのしみがあります。自分たちの楽しみを他者に押し付ける感覚はとても理解しがたものがあります。

前に人口内耳の問題をとりあげたドキュメンタリーで、両親がろう者の間に生まれたろう者の子どもに、父親の聴者の祖母が、孫に人口内耳の手術を受けさせようと、孫に音の世界のすばらしさを一生懸命に話し、孫が手術を受けたいとろうの両親に話し、そこでの軋轢・葛藤を問題にしたドキュメンタリーですが、祖母が孫にしたことはまさに刷り込みです。

こんな話をしていると、「それは軽度の障害者に言えることで、日常的に介助を必要とする障害者は違う」という話が出てきます。

以前、そのことでインターネットで議論したことがあります。ひとつの文を引用しました。「歩ける人にはなかなかかってもらえないかもしれませんが、私は生まれた時からずっと這ったり、車イスに乗っているので、これが当たり前になっていて、自分の体を「障害」だと思ったことはありません。私にとって「障害」なのは、私のような人が使いにくい施設や道路などと、私にできないことがあったとき、そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえないことです。その「障害」をなくしていくのには、みんなと一緒にいるしかないと思います。」「北海道・障害児普通学級入級訴訟」原告陳述書1(古川清治『原則統合を求めて「北海道・障害児普通学級入級訴訟」を再考する』千書房・所収)」、それに対して「それは単なる強がりだ、本心ではない」という「一種一級の障害者」がいました。「一種一級」という断りがでてくるのは、きっと「軽度の障害者と重度の障害者が違うのだ」ということを現したのだとわたしは推測しています。「実際に介助を必要とする障害者は障害をなくしたいと思うものだ」という主張です。

要するに、いくら慣れた介助者でも、本人の意思とのずれがある、だから「障害はないにこしたことはない」という論理のようです。ですが、果たしてそれは一般的に言えるのでしょうか?

これはいわゆる「インペアメントのしんどさ」ということとわたしは押さえています。 そして、どうもこれを「歴然としてある」というとらえ方と思い込みが働いているようです。

「しんどい」ということには、まず、痛みの問題があります。これは一応病気と「障害」が区別されていること、さらに医学の中で痛みの沈静技術がすすんできていることから、とりあえず、さておきます。確かに病気と「障害」の区別とつながりということできちんと押さえなおす作業が必要です。わたしも何度かその作業を試みています。いまひとつ整理できていない面もありますが、次項でとりあげますので、とりあえずさておきます。

そこで問題になるのが、「ひとは自分のことは自分でやりたいものだ、したいに決まっている。ひとの手助けをえるというのは自分の意志との食い違いがおきる。できたら自分でやりたい。それが自然な感情だ。」というような考えがあります。そこで「自分でできないことがしんどい」という論理に繋がるようです。

さて、問題はどこまで「自分のこと」と言えるのかという問題があります。横浜の第三セクターで仕事をしていた人が「障害者になった」という理由で解雇されました。その理由が公務員の就労規則にある「自力通勤・自力勤務できる」ことに抵触したということでした。ですが、「自力勤務」ということで言えば、自分で車を運転するのは良くて、他者の運転する車はだめとなるのでしょうか? 自分の運転する車は良くて、自分の運転する電動車椅子はだめとなるのでしょうか? 他者の運転する電車に乗って通勤するのはいいのでしょうか? 自力勤務で言えば、そもそもひとは協働の中で仕事をしています。一人で仕事をしていないのに、なぜ一人で仕事をする必要というような規定が起きてくるのでしょう? そもそもそんな規定を使う人たちもいろんな道具を使って仕事をしています。そしてパソコンやボールペンを自分で作ったのでしょうか? ひとは歴史的社会的協働をしているのです。なぜ自力勤務などという言葉を持ち出すのでしょうか?

さて、これは労働の現場に入った被障害者が抱え込まされる問題ですが、どうやら、「それ以前の問題」として持ち出されるのか「身辺自立」なる概念のようです。

要するに「標準的人間像」があり、それに合わないものを「労働力市場」から排除していく考えがそこにあるようです。

問題なのは、その「標準的人間像」や「身辺自立」という考えがでて来ることが「ひとの自然的感情」というとらえ方があるようなのです(ひとの社会的関係を自然的関係としてとらえるという、まさに物象化ということです)。

さて、それを自然的感情としてとらえることがどうして起きるのかということをもう少 しとらえ返してみます。

最初に持ち出した「ひとは自分のことは自分でやりたいものだ、したいに決まっている。 ひとの手助けをえるというのは自分の意志との食い違いがおきる。できたら自分でやりたい。それが自然な感情だ。」というとらえ返し。これに関しては、むかし、車椅子使用者でエレベーターやエスカレーターがついていくことに異論を唱えた例を示しえます。機械に頼ることで、わたしの移動の介助の中で得る交流ということを奪われるとして。確かにこの意見はオルタナティブという意味では批判されることなのでしょうが、必ずしもできたら自分でやりたいと思うわけではない、むしろそこでの他者とのふれあいを楽しむひともいるという問題は示してくれています。

もうひとつの例、他者から何かをやってもらうということで意志のすれ違いや違和が起 きるそれが嫌だ-しんどいということへの反論をもうひとつあげることができます。それ は思い通りにならないということが、思いもかけずうまくいくというケースがあるという 指摘・反論ができます。最近経験した話を書いておきます。母の引越しのときの話です。 母は高齢なので、お任せパックにしました。で、食器棚の食器、流石プロの仕事と見とれ るほどのスピードで、仕切りの付いたダンボールのなかにつめていました。そして、引越 し先でも、実に見事に食器をダンボールから食器棚に入れていっていました。で、一段落 して食器を使う段になって、驚いたのです。食器の位置が全く変わっているのです。お任 せパックというのは、元にあったようにしてくれるものとの思いがありました。契約違反 だとハラを立てていました。ですが、実際に食器の配置をみると、実に使いやすい配置に なっているのです。おそらく、お任せパックのマニュアル違反だと思います。もし、食器 の位置を変えるのだったら、ちゃんと当人に確認を取ってからすべきことだとも思います。 ですが、他人の手が入る、介助が入るということが必ずしも不快ではないということを考 えられます。確かに、現実は、特に施設などで薬を後で飲ませるのが面倒だからとご飯の なかに混ぜるとか、ひどい話がいろいろあります。現実の介助のひどさ、そして態勢の作 れなさの中で、「障害を持つことのしんどさ」があらわれているのではないでしょうか?

そのような話は何も「重度の障害者」といわれる人たちだけの問題だけでもありません。 わたしの関わる「吃音者の世界」にもあります。「吃音者の世界」でも治す努力の否定とい うことが言われたときがありました。それでも、「ひとはスムーズに話したいものだ」-「障 害はないにこしたことはない」ということが繰り返しでてきて、「治したいとは思わない」 と言う者に対して、「そんなのは強がりで自分に嘘をついているだけだ」という切り替えし が出てきます。確かに「吃音者」が「どもってはいけない」という差別の中で生きてきた中で深層心理的なところで、「どもってはいけない」という意識が働いていることを指摘しているのだと思います。「吃音とは言語規範に反する」として否定的にとらえられるのですが、その言語規範とはひとつは「ひとは音声言語で話すものだ」という規範、もうひとつは、その上にたった、「スムーズに意思を伝えなければならない」という流暢性の規範です。そのことは手話のこと、そして手話の言語としての対等性を持ち出せばもう崩れます。ただ、手話に対しても現実に差別があり、対等な言葉として認められていないという問題があるのですが、・・。

だから、問題は差別がある中で、しんどさがあるという問題で、では差別をなくしてい こうという話にいたりつく話です。

このあたりの話をしていくと、「差別はなくならない」という話を持ち出してくるひとがいます。ですが、その論拠をきちんと出してくれるひとはいません。説明責任は、なくならないと断言するひとの方にあるはずです。どう説明してくれるのでしょうか?

さて、こんな話をしているときっと、「お前は介助の現場を知らない、現実に介助を必要とする被障害者がいかに介助が思うようにならないかで苦しんでいるかの現実を知らない、 介助を必要としない障害者のたわごとだ」という指摘が出てくると思います。

そして、「介助を必要とする障害者は介助を受けないと生きられないけど、介助者はいつでも介助を辞めることができる、そこに差別のキーワードである「非対称性」がある。それが現実なのだ」という指摘もでて来るかと思います。

実はわたしにはそういう現実性を指摘してくれるひとが(非被障害者やそれにまきこまれた被障害者なりですが)、周りにいました。で、いつもそこで自己批判を繰り返し、現実に立ち戻っていたのですが、そのあたりの論を突き詰めていく中で思考停止に陥らせる「現実性」の論理なり、問題を掘り下げて提起していく回路を立ち切る論理をわたし自身がきちんととらえ返せなかったのではないと今自問しています。「現実的にとらえる」というのは、結局差別の現実の中で、差別的関係の総体のなかにからめとられるということしか意味しません。

なぜ介助が思うようにならないのか、それは人格が違うから意志がずれるという「自然的な」問題ではない、むしろ意志がずれて巧くいく場合もある、それが巧くいかないのは当事者主体の論理が機能していない、また機能させない力が働いているという社会的問題なのだと思います。

先ほどの非対称性の問題も、それは介助に入るひとが少なくていつも不足していて、時間的に余裕のない状態で介助が行われていることから起きている問題として指摘できます。たとえば、最近スローライフなどという言葉が出てきていますが、介助の「需要と供給」が逆転して、介助に入りたい人が順番待ちしている状態で、もっとゆったりゆっくりするなかで介助が行われるようになったらどうでしょうか? そもそも「需要と供給」という言葉自体が市場経済の用語ですが、あえてそのまま使えば、決してそんな「需要と供給」の逆転は起こらないという議論がでてきます。ひとは何もしないで益をえたいのだとかいう論理があります。年金制度でも、お金を払わないのに年金をもらうと年金制度が崩れる

とかいう論理です。モラルハザードとか言われています。ひとはそもそも何もしたくないものだということをいうひとがいます。確かに今の社会では、労働は楽しくはないと応えているひとが 80%だとか言う統計もあるようです。ですが、今の社会ではという話です。そもそもつりの好きな人が冬の寒い朝早く起きて出かけていく、危険な冒険に生きがいをみいだすひとさえいる、家庭菜園で休日を過ごす、ボランティアに生きがいを見出すひとがいる・・・。ですから、ひとは余計なことはしたくないという論理がいつもどこでも成り立つわけではありません。これは介助する側の問題ですが、介助を受ける側の問題でも思い込みがあります。たとえば、食事は介助を使わずできたら自分でやったほうが快適だという思い込みがあるようなのですが、むしろ一人で食事するよりもみんなで食事したほうが食欲がわくし、介助者が嫌なことを押し付けない限り、食事にリズムが出てくる側面もあると思います。そこでたぶん選択性がない(そのつらさ)という指摘が出てくるかと思います。ですが、そういう「選択性がない」という思いも「標準的人間像」という中で刷り込まれたことではないでしょうか?

わたしはどうも思い込みということがいろいろ働いているのではないかと思っています。 固定観念ということをとらえ返していくと、ちゃんと説明できているとは思えないのです。 それを批判するとイデオロギー的ということで、はねつけられます。イデオロギー的とい う言葉は、今の社会の多数派の意識ではないという意味でしかないのですが、イデオロギ 一批判をするひとの考えもイデオロギーです。そしてその多数派の論理イコール正当な理 論ではないし、ちゃんとその正当性を考えたこともないようです。多数派ということで、 説明責任を果たしていないのです。少数派は、むしろそれを批判し論を煮詰めてきました。 学というのは、そういう思い込みを解体していくことだと思うのですが、どうもみんな が思考停止に陥っているのではないかと思えるのです。

かつて、70年代に颯爽と登場した青い芝は「健全者幻想」ということを持ち出し、固 定観念をつぶそうとしました。結局それは未遂に終わったのではないかと思える現状です が、今一度、もう少し論をつめる中で、青い芝の持ち出した議論を煮詰め、新しい転換を 図る時期にあるのではと思います。

「障害者自立支援法」が通りました。その過程で、被障害者から「わたしたちを殺す気か?」というといかけに、「まだ殺していない」という自民党議員から切り替えしがありました。まさに、被障害者の存在そのものがあやうくなっているとき、「わたしたちに失うものは何もない」、その地平で、固定観念を打ち崩し、反差別の新しい論をうみだしていくときなのではないでしょうか?

(ロ) 「「中途障害者」の苦しみ、病気や公害における「障害」の否定性」への批判 さて、先に生まれたときから聞こえない、見えない人は刷り込まれない限り、聞きたい 見たいという意思は生まれないのではないかという話を書きました。では「中途障害者」 といわれるひとはどうなのか、確かにいままでどおり聞こえたら、見えたらと、そして以前のように体が動けたらいう思いを持ち続ける人はいます。ただ、そこにホメオタシス(恒常性)が新たに形成され、そこでの生を楽しむということもおきえます。ただ、一般的には思いを引きずることがあるようです。それはなぜか、そこに「身辺自立」や「標準的人

間像」ということで差別があるからです。差別がなくなったとき、果たしてそのような引きずられが必ず続くのでしょうか? そこで切り替えをしていったひとの話もでています。もうひとつ病気の苦しさ、死への恐怖ということかが「「障害」の否定性」の根っこにあるという話。確かに痛みを回避したいということはあります。ただ、病気と「障害」ということは、ここで区別されています。痛みを取り除くのは医療の対象で、医療の対象から外れたものが「障害」であるという規定です。しかも、「痛みと友達になる」とか、「痛みを信号として体調管理する」とか言う話はあります。その「病気一死の否定性」についても、むしろ死を宣告され限られた命の中で、凝縮した生を生きられるということが、さまざまに語られています。そもそも人の生が限られたものである限り、長く生きることが幸せだということは必ずしもいえないわけで、むしろどのように生き、そして死に逝くのか、死そして病気が必ず否定的なこととしてあるのでしょうか? 死がさけられないものなら、死が否定的であろうがなかろうが、生をどう生きてその結果どう死を迎えるのかという問題がそこにあるだけという考えはでてこないのでしょうか?

さて、もうひとつは公害とか、事故に巻き込まれるなどの「自然的な」とはいえない中で、強制的に生を切断される、ホメオタシスを崩される不幸というようなことの場合、確かに、それをもたらしたものに対する恨みのようなことが渦巻きます。それは他者から強制されること一般への拒否につながることです。でも、それは「障害」そのものの否定性とは区別されることではないでしょうか? なぜ、若くして死んだ人は不幸という図式がなりたつのでしょうか? そもそも長さで比較するようなことではないのではないでしょうか?

ここで、もうひとつ押さえておかねばならないのは、痛みの各私性をもって、「人の痛みは他者には分からないから、痛みは各私的であるから、そのことと類比しえて、障害も「障害者」といわれる人が持っているといえることがあるという論理」。ですが、痛みは必ずしも各私的ではありません。痛みで苦しんでいるひとよりも、「自分はどうしようもない、換われるならば換わりたい」と「他者」が苦しんでいる場合もあります。肉体的痛みと精神的痛みの違いがありますが、精神的痛みから肉体的痛みへと移行する場合もあります。

(ハ) 「「配慮を必要とする」というところに、「障害者が障害をもっている」といえることがある」ということへの批判

さて、以前朝日新聞の「論壇」で「障害個性論」を内閣総理府の役人が取り上げ、宣揚するというようなことが出ていました。さらに地方自治体においては、さらにそのようなとらえ方もかなり頻繁に出ていました。そのようなときに、「障害を個性としてとりあげることによって、福祉の対象として切り捨てていくことに繋がっているのではないか」と、思いを抱きました。単なる杞憂だったとも思えません。逆に、「配慮」を求めるために、「自らが障害をもっている」と主張する、「障害の重さを強調する」事態も生じてきます。

そもそも「配慮」という言葉のニュアンスに差別的なことを懐胎してしまっています。 それを「イギリス障害学」の地平で障壁としてとらえたとき、「障壁ー障害の除去(義務)」 という言葉置き換えられます。

「それでも障害者が障害をもっているといえることがある」という話がでてくるのは、

介助の問題です。介助というのは、今のような使われ方としては比較的新しいことばではないでしようか? 文献学的に'介助'という言葉の歴史をたどってみる余裕はわたしにはありません。日常的に使われて用法から類推してみます。おそらく、以前からの使われ方としては'世話'ということばがあります。ただ、'世話'ということばに'介助'という言葉は含くめてほぼ使えるのですが、'介助'ということばが'世話'の範疇で使えない場面があります。それは「子供の世話」を「子どもの介助」という言葉に置き換えることはできないという場面です。なぜでしょうか? それは子どもに世話がいるのは当たり前ということがあります。「障害者」や高齢者は当たり前から外れた状態というところで、'介助'ということばがでてきたのではないでしょうか? もちろん高齢者が疎んじられない社会では'介助'という範疇に入らなかったともいえます。ヒトは他の動物にくらべてすぐに自立できない状態で生まれる、それだけ世話がかかる、だからひとの社会が他の動物に比べて相互扶助的な社会として展開しえたのだという言い方がされます。さらに「ヒトは障害者的に生まれる」という言い方さえされています。

では、その相互扶助的なところから、なぜ相互扶助的な範疇から外れた'介助'という言い方が生まれてきたのか、それはたぶん近代的個我の概念の成立と無縁ではないだろうといえます。そして、それと資本主義社会の成立の中で、生産性の論理が貫徹する中で、「標準的人間像」が描かれることとそれは平行して進んだのだろうと。

ここでわたしが意識するのはマルクスの『資本論』の中の、交換価値の生産の中でとり あけられる「標準的人間労働」ということです。まさに、労働力の価値でひとの価値が測 られる中で、そこで「標準的」なる概念が広く浸透していったのではないかということで す。

(二) 「「「障害」ということが違いとして認識される」ということ、障害の異化に障害者が障害を持っているという根拠があるのだから、そのことを否定できない以上、障害者が障害を持っているといえることがある。」 - 「標準的人間像をえがくということは自然の理であるということ」ということへの批判

さて、ここで<障害>(医療モデル的な「障害」として浮かび上がる以前の<そのもの>としか言いようのない「もの」)が「障害」として浮かび上がるのは自然だ、自然の法則性だという論理の底に横たわる論理をいくつかとりあげてみます。

まず、必ずでてくるのは、「何も資本主義というだけでなく、ひとはそもそも生きる必要ということにおいて、生産性を求められ、障害者は生産性が低いとして差別されるのだ」という話です。だから、生産性を否定できない以上、その生産性が低いということで異化していくのだ、という論理になっていきます。

そのような話は、日本における障害問題の草分け的書の河野勝行『日本の障害者』(ミネルヴァ書房)においても、「階級社会の成立は、障害児の生存に関しては、おそらく何の変化も与えなったと思われます。『殺される』ということにおいて。しかし、階級社会の成立は、以前は『差別』と呼びえなかった同じもの(障害児の殺害)を『差別』に転化させました」、また「たとえ障害者が生まれても、その子を生かし、育てていく、つまり生存を保障する経済的(物質的)基礎があるのに、それが支配者の搾取と収奪によってさまたげら

れ、他の被支配者たちより一層極端に権利を奪われるとき、それは差別となるのです。」なる言葉が出てきます。この論理でいくと、「みんなが生きるのが大変なときは障害者は殺されても仕方ないのだ」という論理になってしまいます。たしかに、当時の意識において当事者意識において障害差別という意識性があったわけではありませんが、第三者的にとらえれば、現在的にとらえればそれは差別です。情況がきびしくなれば、殺される順番が真っ先になるというのは差別以外の何ものでもありません。

ここで、押さえておかねばならないのは、進化論の自然淘汰説などを引き合いに出して、 それがひとが動物ーヒトである以上避けられないのだという論理です。ならば、前述した ようにひとは動物として「障害者」的に生まれてくるから、淘汰されて滅びるのだという ことになります。それはむしろ逆だったわけです。むしろ世話が必要だからこそ、相互扶 助の社会、相互依存の、協働する動物として、他の動物とは区別される社会を作っていっ たわけです。それなのに、なぜそこで、「ヒトも動物である限り」という論理を持ち出すの でしょうか?

もうひとつ、前述したことを重複しつつ、もう少し詳しく書きます。ひとはできるだけ何にもしたくない、たがら「世話がかかる」ひとが異化するのだという論理。これは今労働ということを好きだというひとが 80%くらいで、「すべてのひとに所得保障を!」なんてことをするとモラルハザードが起きて社会が崩壊するとかいう話につながっています。確かに、今の社会で労働ー他者のためにする活動と生物学では規定されているようですーに対する忌避はあるかもしれないのですが、それが仕事ーみんなのためにする活動になったとき(労働と仕事を分けて考えるように提起したのは、今村仁司『仕事』(弘文堂))に同じような情況が続くのでしょうか? 差別的な関係の中で強いられてやる労働と、自主的にするみんなのためにする活動は、違うのではという思いを持っています。ひとは自分の趣味的なことは、労苦をいとわず、生き生きと活動するものです。このあたりのことはつり好きのひとが冬の寒い朝にいそいそと出かけていく話や、冬山登山に危険を冒しても行くひとの話。家庭菜園に朝早くから出かけていくひとの話。そもそもボランティアということの隆盛がそのようなことを示しています。

それでも、ヒトは利己的なものだという話が出てきます。このあたりは、リチャード・ドーキンス『利己的な遺伝子』(紀伊国屋書店)という本が科学書の中では飛びぬけて売れるような事態にも繋がっています。遺伝子がすべてを決定するというような話は繰り返し出てくるのですが、遺伝子研究をしている人たちから、むしろ遺伝子はひとつの関係の中で作用するに過ぎないというようなことも出ています。ですから、ここでも、遺伝子を実体化するようなことの批判ができるわけです。

さらにもうひとつは、ひとができるようになりたいというのは自然の感情だという論理。 たとえば、「それでも障害者が障害をもっているといえることがある」ということを巡って 議論していたときに、「ひとは少しでも早く走りたいものだ、そこに「障害」ということが 浮かび上がる根拠のようなことがある」という話をしたひとがいました。

そのときにわたしは、「それはわたしたちが小学校時代に徒歩競争というのがあって、そ こで刷り込みのようなことが起こったのではないか」という話をしたことがあります。た とえば、馬を駆る遊牧民は「少しでも早く自分の足で走りたい」というよりも、「馬を駆る のを少しでも巧くなりたい」と思うのではないでしょうか?

最近、小学校で徒歩競争が廃止になるとか、何等賞とかの順位をつけるのを止めようとか言う話が出て実践しているということを聞いた記憶があります。どうもそこにおける差別というようなことを問題にしているらしいのですが、そういう話ならば、そもそも学力試験のようなことをすべて廃止するようなことが優先的なことなのではないでしょうか?どうもそんな話にはならないようです。要するに、今の社会で優位に立つのは精神労働で、肉体的なことは二の次で、将来のエリートたちに挫折感ー劣等感を抱かせずに、ぬくぬくと育てようということなのでしょうか?

そもそも徒歩競争がある学生時代や子育ての中でPTAの徒歩競争でもない限り、そして、走力が問題になるスポーツのプロにでもならない限り、ひとは少しでも早く走りたいなどと思うものでしょうか?

さて、問題なのはみんながみんな同じように同じことをできるようになりたいとは思わないものだということがあります。

それでも、できるようになりたいと思う一般的なことがあるようです。どうも、それは 身辺自立という概念にまつわることや、労働力の価値として評価される「標準的な一基本 的な力」に関わることのようです。

そして、今日ネグリ&ハートが提起するように、労働が物質的労働から非物質的労働に変化していくとき、「労働力の価値として評価される基本的な力」自体も変節して行く可能性を持っているのではないでしょうか?

まして、ひとは他者よりもできるようになりたいという競争心のようなことを持ち出されると、それは競争社会に生きてきた中で身についてしまったことではないかと思えるのです。

たとえば、手話通訳者が「ろう者への情報保障のために、手話通訳が巧くなりたい」ということと、「他の通訳者よりも巧くなり(注目され)たい」と思うことには雲泥の差があります。前者は目的がハッキリした情報障害やコミュニケーション障害を取り除く反差別の活動という意味を持っていますが、後者は目的を消失した、手話通訳の技術をめぐる差別の論理に取り込まれていると指摘できます。

たとえば競争の激しいスポーツにおいても、どちらが勝つかということを超えて、競争でなく、他者と比べるのではない、「自らに勝つ-自らを磨く」という地平に到達していく境地もあります。

ひとより、○○できるようになりたいというのはひとの動物としての本能だとか、それはなくせないことだというのは勝手な思い込みのようなことではないでしょうか?

そして、今日「障害」概念の拡大の中で、かつては「障害」としてとらえられなかったことが、「障害」規定されていく、たとえば「ADHD(注意欠陥・多動性障害)」とか「LD(学習障害)」とか、そして性差別とリンクする「性同一性障害」なる概念が持ち出されている現実からして、それは自然的なことではなくて、社会的なことではないか(「社会的関係を自然的関係としてとらえていく」という物象化ということなのですが)という指摘

ができます。これらのことは、(ハ)で述べた「配慮」ということにも繋がることですが、これは自然的なことで仕方のないことだとして差別の一つの形態-抑圧型の差別(「〇〇すべし」という差別)から逃れようとして、被障害者が自らを「障害者」として突き出していくことなのですが、そこで「障害」規定を許す、自ら自主的に認めていくことは、むしろ何らかの排除型の差別を受け入れていくことになるということが、そこに潜んでいます。

さて、このような話を書いていくと、日常的にとらわれているパラダイム (考え方の枠組み)を対象化しえていないひとには、何を言っているのか分からないという話になります。それで、次項の認識論的な補説をたててみます。

第3節 認識論からの補説ーパラダイム転換ということ(次回)

# たわしの読書メモ (2)

- ・アントニオ・ネグリ&マイケル・ハート『マルチチュード』<上下二冊>(日本放送出版協会)
- 『現代思想 05 年 11 月号-特集マルチチュード』(青土社)

ネグリ&ハートには差別ということがきちんととらえ返せていない。差別の中での国民国家の持つ意味というとらえ返しの欠如とグロバリーゼーションや欧州統合ということが移民の差別的排除と抑圧ということの中で進んでいくことがとらえられない。スピノザの絶対的民主主義のとらえ返し、なぜコモンが絶対的民主主義にすりかえられるのか。そもそもスピノザの実体主義がドゥールズ&ガタリからネグリ&ハートに流れていくことへの批判の必要。マルチチュードということは被差別一反差別者ということで転換し得ないか。

·『思想 2006 3 号ー福祉社会の未来』(岩波書店)

そもそも福祉とは何か。恩恵・慈愛としての福祉と共同体・共同性の相互扶助としての福祉の対立。市場原理と共同体・共同性の相互扶助のせめぎあいーダブルスタンダード。しかし、市場原理を否定しえないところでは、共同体・共同性の相互扶助は市場原理の補完・修正原理でしかない。そこでは市場原理が貫徹している。そのあたりの論考がない。ドイツでの労働概念からのとらえ返しが言及されているけど、既にそのような議論はずっと前から出ていた。「持続可能な福祉社会」は「市場原理の存続の中での福祉社会」と読める。結局市場経済を前提にした福祉論でしかない。市場経済の中では、結局競争に相対的に負けるものとしてある被障害者は排除され抑圧されていく。

・廣松渉『哲学者廣松渉の告白的回想録』(河出書房新社) 哲学者のみならず、運動家としての思いの中で哲学していた廣松の生き様が見えてくる。 ただ、廣松はオールド・マルキストでしかなかったという思いが出てくる

## お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。巧く印字でないひとはメールで連絡ください。また縦 2 段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

#### (編集後記)

- ◆前回の発行からいろんなことがありました。その体験の中で、ひとの心にきちんと届く 文を書いていかねばとの思い一反省を強くしているのですが、論考に文が追いついてきま せん。そもそもパラダイム転換ということを問題にし、とらわれている観念からの転換を 図る中での難しさがあります。結局論考を優先させ、そこから咀嚼した文作りに入るしか ないのかもれません。
- ◆世界中でいろんな問題が表れてきています。これまで溜まり溜まった矛盾が一挙に露 呈・爆発してきている感があります。それらのことを差別というから読み込んで運動につ なげていくことをやっていきたいとも思っています。
- ◆「反障害原論」は今回核心部分だったのですが、余り練れていません。最後にまとめあげるときに、もう一度練り直しが必要になると思います。とにかく先に進めます。次回は認識論的なことを補説で入れようかと思っているのですが、ちょっとやっかいそうなので、もう少し現実の障害規定の問題を織り込もうかとも思っています。
- ◆「「反情報・コミュニケーション障害」コーナー」で新しい手話づくりをとりあげました。 「手話はろう者の言語である」という意味において、どこまで非当事者のわたしが語りう るのかという思いがあるので、歯切れの悪い文になっているのですが、当事者サイドから のもっと活発な議論の、その呼び水になればと願っています。
- ◆次回6号は6月上旬には!

#### 反障害研究会

# ■会の性格規定

今、'障害'という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」に、障害概念のパラダイム(基本的考え方の枠組み)の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方の議論への参加の中で、ともに深化と広がりを求めていきたいと願っています。

# ■連絡先

E メール <u>hiro.ads@f7.dion.ne.jp</u>

HPアドレス <a href="http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/">http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/</a>